

文京区介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

(1) 第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～5年度）における第1号被保険者の保険料について、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）等の規定に基づき算出した額を保険料額とする。

なお、新型コロナウイルス感染症による景気の悪化等を考慮し、介護給付費準備基金の活用により当該期間における介護保険料の上昇抑制措置を講じた結果、現状維持とする。

(2) その他、規定の整備を行う。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第三章 保険料 (保険料率等)</p> <p>第十条 法第二百二十九条第二項の規定により条例で定めることとされている保険料のうち、<u>令和三年度から令和五年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万六千円</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 五万六千円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 五万四千二百円</p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 六万四千四百円</p> <p>五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万二千二百円</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 八万三千円</p>	<p>第三章 保険料 (保険料率等)</p> <p>第十条 法第二百二十九条第二項の規定により条例で定めることとされている保険料のうち、<u>平成三十三年度から令和二年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万六千円</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 五万六千円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 五万四千二百円</p> <p>四 令第三十九条第一項第四号に掲げる者 六万四千四百円</p> <p>五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万二千二百円</p> <p>六 次のいずれかに該当する者 八万三千円</p>

イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下\_\_\_\_\_同じ。）が百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 九万三百円

イ 合計所得金額が百二十万円以上二百十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 十万千百円

イ 合計所得金額が二百十万円以上三百二十

イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項\_\_\_\_\_又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第二十二條の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額\_\_\_\_\_と）する。以下この項において同じ。）が百二十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 九万三百円

イ 合計所得金額が百二十万円以上二百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

八 次のいずれかに該当する者 十万千百円

イ 合計所得金額が二百万円以上三百万円未

万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 十一万九千二百円

イ 合計所得金額が三百二十万円以上四百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十 次のいずれかに該当する者 十三万円

イ 合計所得金額が四百万円以上五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十一 次のいずれかに該当する者 十五万七千七百円

イ 合計所得金額が五百万円以上七百五十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

九 次のいずれかに該当する者 十一万九千二百円

イ 合計所得金額が三百万円以上四百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十 次のいずれかに該当する者 十三万円

イ 合計所得金額が四百万円以上五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

- ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十一 次のいずれかに該当する者 十五万七千七百円

イ 合計所得金額が五百万円以上七百五十万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者 十八万六百元

イ 合計所得金額が七百五十万円以上一千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十三 次のいずれかに該当する者 二十万二千三百円

イ 合計所得金額が一千万円以上二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十四 次のいずれかに該当する者 二十三万二千二百円

イ 合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態と

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十二 次のいずれかに該当する者 十八万六百元

イ 合計所得金額が七百五十万円以上一千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十四号ロに該当する者を除く。）

十三 次のいずれかに該当する者 二十万二千三百円

イ 合計所得金額が一千万円以上二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十四 次のいずれかに該当する者 二十三万二千二百円

イ 合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態と

なるもの（令第三十九条第一項第一号イ  
（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を  
除く。）

十五 前各号のいずれにも該当しない者 二十  
五万二千八百円

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者について  
の保険料の減額賦課に係る令和三年度から令和  
五年度までの各年度における保険料率は、同号  
の規定にかかわらず、二万七千七百円とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号  
被保険者についての保険料の減額賦課に係る令  
和三年度から令和五年度までの各年度における  
保険料率について準用する。この場合において、  
前項中「二万七千七百円」とあるのは、「三万二  
千五百円」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一  
号被保険者についての保険料の減額賦課に係る  
令和三年度から令和五年度までの各年度におけ  
る保険料率について準用する。この場合におい  
て、第二項中「二万七千七百円」とあるのは、「五  
万六千円」と読み替えるものとする。

#### 付 則

第一条～第七条（略）

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入  
の減少が見込まれる場合等における保険料の減  
免の特例）

第八条 第十九条第一項及び第三項の規定にかか  
わらず、新型コロナウイルス感染症（病原体が  
ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令  
和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機  
関に対して、人に伝染する能力を有することが  
新たに報告されたものに限る。）である感染症  
をいう。以下同じ。）により第一号被保険者の  
属する世帯の生計を主として維持する者が死亡  
し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は新型  
コロナウイルス感染症の影響によりその者の収  
入の減少が見込まれる場合において、区長が必

なるもの（令第三十九条第一項第一号イ  
（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を  
除く。）

十五 前各号のいずれにも該当しない者 二十  
五万二千八百円

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者について  
の保険料の減額賦課に係る令和二年度における  
保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万千  
七百円とする。

3 前項の規定は、第一項第二号に掲げる第一号  
被保険者についての保険料の減額賦課に係る令  
和二年度における保険料率について準用する。  
この場合において、前項中「二万七千七百円」と  
あるのは、「三万二千五百円」と読み替えるも  
のとする。

4 第二項の規定は、第一項第三号に掲げる第一  
号被保険者についての保険料の減額賦課に係る  
令和二年度における保険料率について準用す  
る。この場合において、第二項中「二万七千百  
円」とあるのは、「五万六千円」と読み替える  
ものとする。

#### 付 則

第一条～第七条（略）

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入  
の減少が見込まれる場合等における保険料の減  
免の特例）

第八条 第十九条第一項及び第三項の規定にかか  
わらず、新型コロナウイルス感染症（新型イン  
フルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法  
律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定す  
る新型コロナウイルス感染症をいう。以下同  
じ。）により第一号被保険者の属する世帯の生  
計を主として維持する者が死亡し、若しくは重  
篤な傷病を負った場合又は新型コロナウイルス  
感染症の影響によりその者の収入の減少が見込  
まれる場合において、区長が必要があると認め  
たときは、保険料（令和二年二月一日から規則

要があると認めるときは、保険料（同年二月一日から規則で定める日までの間に納期限（特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払の日）の到来するものに限る。）を減額し、又は免除する。

（令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第九条 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第十条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ及び第十四号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

で定める日までの間に納期限（特別徴収の方法によって保険料を徴収する場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払の日）の到来するものに限る。）を減額し、又は免除する。

ただし、付則第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区介護保険条例第十条の規定は、令和三年度分の保険料から適用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。